

# 告 示

## 埼玉県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不分明であるため、同法第一百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 所在が不分明な者の氏名（又は名称）

多田三重郎、古指宣一

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和二年十二月十一日付埼玉県告示第千四百十六号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。